

## 船舶事故調査報告書

平成22年12月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年7月9日 04時37分ごろ
発生場所	島根県 <sup>ほまた</sup> 浜田市浜田港 浜田漁港西沖防波堤灯台から真方位168° 320m付近 （概位 北緯34° 53.4′ 東経132° 03.4′）
事故調査の経過	平成22年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一 <sup>ことしろ</sup> 事代丸、19トン SN2-2786（漁船登録番号）、有限会社事代丸（A社） 20.31m (Lr) × 4.27m × 1.86m、FRP ディーゼル機関、890kW、平成7年10月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年2月21日 免許証交付日 平成20年9月16日 （平成26年8月9日まで有効） 甲板員 男性 36歳 小型船舶操縦士免許 なし
死傷者等	負傷1人（甲板員）
損傷	船首部船底部に破口
事故の経過	本船は、島根県 <sup>おき</sup> 隠岐の島町を主たる根拠地とする、中型まき網漁船団所属の <sup>ひぶね</sup> 灯船で、船長及び甲板員が乗り組み、アジ漁の目的で、平成22年7月8日17時00分ごろ船団船とともに浜田港を出港して、19時00分～19時30分ごろ、同港北西方約30海里（M）の漁場に到着して操業を始め、9日03時05分ごろ、操業を終えて他の船団所属船よりも先に漁場を発進し、浜田港に向けて帰途についた。 船長は、漁場発進時に操船に当たり、GPSプロッターに入力していた浜田港沖のマークに向く針路約110°（真方位）とし、対地速力約17.5ノットで自動操舵により航行した。 船長は、03時10分ごろ、甲板員に対して、浜田港まで約3Mになったら起こすように指示して船橋当直を交代し、操舵室後方の寝台で仮眠をとった。 甲板員は、操舵室右舷側の操縦席に座って船橋当直を行い、レーダーを作動させ、自動操舵により南東進した。

	<p>甲板員は、船長から指示された浜田港まで約3Mの場所に達したとき、船長も疲れているだろうからもう少し当直を続けようと思い、船長を起こさずに操縦席に座ったまま船橋当直を続けた。</p> <p>甲板員は、浜田港まで約1.5Mとなったころ、同港周辺の灯台の灯光を確認したものの、同港が近くなったことで安心して気が緩み、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、浜田港沖の予定変針場所を通過して同港西防波堤に向け航行し、04時37分ごろ、浜田漁港西沖防波堤灯台から真方位168°320m付近の同防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、気温 22.4℃、日出時刻 05時05分</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船の操業状況は、次のとおりであった。</p> <p>7月5日 隠岐島西郷港<sup>さいごう</sup>を出港して日本海で操業</p> <p>6日 浜田港に入港して水揚げし、夜間に出港して操業</p> <p>7日朝 浜田港に入港して水揚げし、夜間に出港して操業</p> <p>8日朝 浜田港に入港して水揚げし、17時00分ごろ出港、19時00分～19時30分ごろ漁場に到着して操業</p> <p>9日 03時05分ごろ操業終了</p> <p>甲板員は、日ごろ眠気を感じたときには、操縦席から立ち上がったたり、外の冷たい空気に当たったりして、眠気を覚ましていたが、事故当時は、操業中に睡眠がとれて睡眠不足ではなかったが、疲れがたまった状態で操縦席に座ったまま船橋当直を続けた。</p> <p>船長は、約20年間、A社の船団所属船に乗船しており、本船には、平成7年の新造時から船長として乗船していた。また、甲板員は、平成19年にA社に入り、約3年間、船団所属船に乗船し、本船には、約2年間乗船していた。</p> <p>本船が所属する船団では、毎週土曜日を休日としているほか、時化<sup>しげ</sup>で出漁できない日を休みとしており、事故当日は、金曜日で操業の最終日であった。</p> <p>本船は、起重機船で吊り揚げられ、造船所で修理された。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、操業を終えて浜田港西方沖を同港に向けて自動操舵で帰航中、単独で船橋当直中の甲板員が、船長に指示された場所で船長を起こすことなく、操縦席に座って船橋当直を続けているうち居眠りに陥り、浜田港沖の予定変針場所を通過して同港西防波堤に向け航行し、同防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>甲板員は、連続した操業で疲労が蓄積し、浜田港が近くなったことで安心して気が緩み、操縦席に座って船橋当直を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>

		甲板員は、船長も疲れているだろうからもう少し当直を続けようと思い、船長から指示された場所で船長を起こさなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、操業を終えて浜田港西方沖を同港に向けて自動操舵で帰航中、単独で船橋当直中の甲板員が居眠りに陥ったため、浜田港沖の予定変針場所を通過して同港西防波堤に向けて航行し、同防波堤の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	